

まちづくり基本条例・広げよう市民の手で！第2回公開フォーラムのまとめ

1. 日 時 平成18年12月9日(土)午後1時30分～4時30分
2. 場 所 野洲図書館情報交流センターホール
3. 概 要 フォーラムでは、約120人の市民の参加をいただきました。
委員会からの条例素案の報告、市民活動実践報告を基に意見交換いただきました。
その結果は、下記のとおりで、ご意見に対する委員会の考え方も付記しています。

条例素案に対する全般的な意見

身近に感じるし、わかりやすい。

みんなが一緒にまちをつくるのが大切であり、この条例がきっかけになり、自分たちのまちを考えていく多くの材料ができるのではないかと期待している。

より一層のまちづくりへの市民参画につながり、拡大していくことに利点がある。

他のまちづくり条例や自治基本条例と比べると、よくできていると思う。

若い人のまちづくりへの参加が課題だという意見に対して、この条例は、若い人自身が考えてもらう大きな材料になる。

身近な問題をよくしようとする、よい条例である。

まちづくりに興味が無く参加しない人も、みんなが関心を持つようになると思う。

多くの人々が活動することにつながり、仲間づくりができるような気がする。

非常にシンプルであり、条例らしからぬ文書表現であり、わかりやすい。

ほのぼのとした、いい条例だと思う。これをきっかけに、市民活動や協働が本当に進めばいいと思う。

政策につながる条例にしていきたい。

人間関係の結び直しや地域共同体の再構築が必要。ゆとりのもてるまちになるための条例に期待する。

市民は、条例をつくることは素人だが、自由な発言や発想から生まれたものであり、この条例のつくり方はたいへん良いと思う。

協働キャラバンなどを実施して意見を集め、条例をここまでつくってこられた委員のみなさんは大変だったであろうと思う。

シンプルで、わかりやすいが、よくまとまりすぎてその奥が見えない。

この条例は、まちづくりにおける行動や判断の規準をうたっています。具体的には、実践活動から見え、それを検証していくなかで、よりよいまちを育てていきます。

他市の事例では、自治基本条例という「自治」の検討が主流である。まちづくりの観点と、まちの憲法という観念の違いがあるのではないかと。

市民の目線から「野洲が野洲らしく」を基本に、今までの野洲市の歩みのなかから、自治（市民の活動等）の実践を検証し、その成果を生かし、広げていくという視点でこの条例（まちづくりの基本的な事項）を形づくりました。よって、「まちづくり」という観念に立ち、その行動や判断の規準を定めています。これを推進する過程が「野洲らしい自治」につながるものと考えます。

「まちの憲法」という表現は、「日本国憲法や地方自治法と混同するのでは」という意見や「それぞれ地方自治体が、まちの憲法と言うとその市へ行ったとき常に読むのか、憲法は日本国憲法ひとつでいいのでは」という意見などがあり、委員会としては、使用していません。よって、「まちづくりにおける最高規範」と考えています。

最高規範としての条例は必要であり、議論を重ね検討していく必要がある。こころ変わる

条例であってはいけない。

市民の活動の多くの実践例を検証し、またいろいろな機会を通じて多くの意見を積み上げた条例素案で、大きく変わることはないと考えます。また、条例制定後、具体的な実践を通して、継続的な改善を行いつつ、市民みんなで育てていくものと考えます。

この条例は市民活動団体の思いを集約した「市民団体促進条例」ではないのか。

この条例は、一人一人の知恵や力をあわせ、よりよいまちを育てて、野洲の未来へつなげていこうとするもので、市民団体の促進についてのみをうたったものではありません。

各条文に対する意見

前文

表現内容

「肥沃な大地」という表現は、「豊穰の里」のほうがよいのではないかと思う。山、湖、川など原風景を表していることから「肥沃な大地」としました。

歴史と今がつながる という表現でよいが、例えば、人と人が和やかに生きる、人と自然が共に生きる、としてもよいのではないか。

市民一人一人の知恵と力をつないでいこうという思いから、「つながり」をキーワードに「歴史と今」、「人と人」、「人と自然」、「一人の一步から大きな一步へ」、さらに「野洲の未来へ」つながります。

技術者、野洲晒、藍染、レンズ磨きなども、野洲の歴史を刻んでいるものとして掲載してはどうか。

前文においては、本市の悠久の歴史や文化に触れていますが、本市の特色については、具体として数多くあり、近世の代表的なものをあげました。

前文では野洲市をどうしたいというものが伝わってこない。

悠久の歴史と文化を背景に、先人の知恵に学び、人が生きる原点としての人権と限りある地球の環境に普遍的な価値を置き、一人一人の知恵や力を合わせ、みんなでよりよいまちに育てていくことを大切に、一人の小さな一步を大きな一步へ、さらに野洲の未来へつながるようこの条例を制定します。なお、具体的な将来像は、各種計画で定められています。

条例の愛称

「ほほえみ ときめき条例」という愛称は、条例という堅いイメージが払拭され、より自分たちの身近に感じられ、親しみが持ててよい。

「ほほえみ ときめき」は、現市長がCIとして使っているもので、市長が変わればCIも変わるのではないか。条例の愛称とするのはおかしいのではないか。

前文のとおり、一人一人の、またみんなの知恵や力が生かされる時、人は輝き、「ほほえみ」が生まれ「ときめき」を感じます。そのことから親しみを込めてこの条例の愛称を「ほほえみ ときめき条例」とします。また、「ほほえみ ときめきのまち」は、合併協議において将来都市像として確認され、野洲市総合計画でも審議会答申されていることからその整合も図りました。

第3条（人権の尊重）

「福祉」のことが条例には書いていない。福祉や障がい者対策は取り残されているのではないか。市民福祉をどうするのか、ということを入れてほしい。また、市職員の「人権の教育」についても条例に入れてほしい。

「福祉」は、すべての人が生き生きと生きる社会の基盤であり、「人権」として捉えています。また、人権の教育の必要性については、私たち市民も含め市職員の率先した行動が必要です。

外国籍の住民が増加し、近隣住民との意思疎通の問題がある。生活習慣の違いからくるトラブルもある一方、配布物をカタカナ・ひらがなになおして渡している人もいる。共生していくにはどうすればいいか、盛り込んでいただきたい。

人権の尊重から、本市の住民として多文化共生が大切であり、地域社会に必要なルールなどを理解するための生活ガイドブックの充実なども必要です。

第4条（環境への配慮）

環境に特化しているが、人の住む環境と自然を守るということのバランスも大事で、生活環境についても述べていくべきではないか。

地球環境の危機的状況を踏まえ、自然環境に特化しました。一方、生活とのバランスは、大切であり、自然との共生を図ることとしています。

第5条（たくましい地域経済）

地産地消に関して、すまいる市などの取り組みが行われている。地元産品を買える「まちな駅」ができる、という話を聞いたが、ぜひ早く作ってほしい。

できるだけ地元のものを使おうという考え方を持つことが大事。

地産だけではなく、地元の産業や商店などを支えるという見方で広く柔軟に考えればよいのではないか。

たくましい地域経済の発展のためにも、新幹線新駅が起爆剤になって活力が生まれてくることも期待している。

優良な企業が野洲に来てもらうためにも、必要な条文である。

地産地消だけをうたうのはおかしい。総合計画では、地産地消は一行しか触れられていないが、この条例では地産地消だけがクローズアップされている。

地産地消は、流通システムや供給量の点から課題が多いと思う。

本市の地産地消は、【条文の概要】の説明のとおり、農産品だけでなく、第二次製品や多種多様なサービスも含めた考え方で、地域の様々な資源を地域で消費する地産地消を推進します。たくましい地域経済は、そうした原点を捉えつつ、市民起業や様々な優良企業の事業拡大や立地促進を推進します。

第6条（協働のまちづくり）

これからは行政主導ではなく、自分たちのまちは自分たちでつくり、盛り上げていくという気概が市民に必要である。

環境問題について、大きなことはできないが、主婦として家庭の中で何ができるかを常に考えて行動している。

「協働」という言葉は、最近広まってきて一般的になりつつあるが、まだ少しなじみがない。

しかし、野洲から発した言葉であり、大事にしてほしい。

市民によるまちづくりでよいのではないか。まちを構成する主体は、「市民」でよいのではないか。

まちを構成する主体は、市民、事業者、市議会や市などで、それぞれの持ち味を生かして相互に補完し合いながらよりよいまちをめざします。

「自助」「共助」「公助」は、「何でも自分でやりなさいよ」といっていると感じられるのではないか。

前文の「人と人とのつながり」、第3条の「人権の尊重」が基本であり、そうした観点から「何でも自分でやりなさい」という解釈ではありません。また、多くの実践例からも言

えることです。

第7条（学び合い）

給食費を払っているので子どもに「いただきます」と言わせることなどを学校へ言うてくる親がいるなど、モラルが低下している。動物や植物の命を頂いて生きているという気持ちが世代間で伝わっていない。

祖父母に子育てに口出しさせない、何でもお金で解決する、母親の手のぬくもりが子どもに伝わらない。生活の哲学である「もったいない」意識の向上を図るべき。

育ちあい、わかちあい、支え合い、その相手がいることが必要。

おやしサロン・・・古民家で趣味を楽しむ。

男性は、「プライド」がじゃまして、コミュニケーションがとりにくい。

概要で、「自治会活動や市民活動など地域社会が～」を「自治会活動など地域での市民活動が～」としてはどうか。

【条文の概要】において、「自治会活動や市民活動など地域社会が～」を「自治会活動など地域での市民活動が～」に修正します。

第8条（市民の役割）

一人一人の力は小さいが、活動を通じて、みんなが集まれば大きな力になることがわかった。

「～発揮するとともに、目的を共有し、相互に助け合い～」としてはどうか。

このことは、第6条「協働のまちづくり」で定義しています。よって、市民の役割は、「自らが持つ知恵や力をまちづくりのために発揮すること」としています。

第9条（市民活動団体の役割）

公民館を中心に活動し、50周年を迎えた。野洲では昭和52年から活動を始めた。県や市からでなく、東京から直接全国レベルの情報を得て活動している。補助金は受けていないが、活動に対する市の協力や助言がたいへんありがたい。

夫の転勤で四国に12年住んで野洲に帰ってきたら、すっかりまちの情勢が変わり、昔のような近所づきあいがなくなり、孤立したようになっていたとき、活動に参加した。友人がたくさんできて、いろいろな情報が得られ、大変喜んでいる。

20歳から40歳の自営業者の二代目を中心となって活動している。県で11団体、全国で800団体あり、情報交換や活動を通じ交流している。以前は50人いた会員が現在では30人になった。景気が悪く、会員が減ることが悩みであり、会員一人の負担が大きい。

毎年里山でキャンプを通じ子どもたちと交流している。子供の意見を取り入れることや子供の居場所づくりが大切である。そうした活動が野洲市の良いところを伸ばすことになる。

市民活動団体は、旧野洲では、任意的にできた団体が多いが、旧中主では同じような成果を自治会の活発な活動のなかで向上させてきた。そういう部分に留意していくことも大事である。

第10条（自治会の役割）

退職してから何か地域のために役に立ちたいと思い、区長を9年間務めた。それまでは、区長は、慣例的にほとんど一年で交替されていたため、あまり地域のまちづくりについて取り組まれていなかった。

当時の町で初めて区役員を委員会制にして責任分担し、まちづくりに取り組んだことが印象に残っている。

あらためて自治会の役割は重要だと感じている。防災や子どもの見守りなど、活動がみんなに行きわたり、本当に動くことができるのは自治会である。この条例を機に見つめ直していければよいと思う。

自治会活動も市民活動のひとつである。市民活動、NPO活動には地縁型、テーマ型があり、両者のネットワークが大切である。

地域によって差はあるものの、まだ、新住民と旧住民との違いが残っていると感じる。新旧住民の問題では、地域の伝統や地域文化など、みんなが尊重すべきものがあり、お互いに交流し、一緒に取り組むことが大切である。その仕組みを作るために、この条例を広げていくべきである。

自治会は、行政の下請けとしての面や、行政にとって都合のいい組織であるという面がある。自治会活動を見つめ直し、市民活動ができる自治会としていくことが今後の課題である。学区（コミセン）行事への参加について、半ば強制的な面を感じることもある。自治会の力や権限は大きく、重要であるとの認識を持っており、他市の自治基本条例、まちづくり条例と比べても、自治会を規定しているところはあまりなく、よいと思う。自治会活動は、難しい点が多くある。多くの人が賛成しても、いざ実行となると参加が少ない。

この条例によって、自治会の役割を再認識し、地域の更なる活性化に向けたきっかけとなり、今後、それぞれの地域での検討が期待されます。

第 1 1 条（事業者の役割）

説明で「事業者は、公害をなくして～」を入れてはどうか。

企業では、自らの社会的責任を果たす様々な取り組みがなされており、公害を発生させないことだけでなく環境貢献活動をはじめ、多くの社会貢献活動が市民や地域とともに実践されることが必要です。

第 1 2 条（市議会の役割）

これだけの言葉ではとても表しきれない。

議会や行政には透明性が必要。その意味から「条文の概要」では、もっと詳しい説明が必要だと思う。

他の法律等と重複する内容を規定することを避け、この条例の本旨である市民の知恵や力に基づく市民の意思が市政に反映されることを役割として位置付けています。

第 1 3 条（市長及び市の役割）

行政は普段から、耳の痛い意見を言う人を除こうとする傾向がある。いつも同じ顔ぶれからでなく、違う意見を聞こうとする姿勢が必要だ。

市民一人一人の声や意見は、まちづくりのための貴重な財産です。第 20 条で、幅広い市民参加、広聴制度の充実、公募など、多様な参加機会の確保を規定しています。また、第 17 条での市民活動データブックなどを活用することが必要です。

第 1 4 条（市職員の役割）

行政職員は、もっと勉強すべき、住民との対話ができていない。

条例の趣旨は「人づくり」だと思う。行政の職員は市民に対しあいさつができていない。条例の愛称にある「ほほえみ」が足りない。スローガンだけに終わらずにみんなが考える時が来ている。行政は、「ほほえみ」をキーワードにやってほしい。

市職員は、市民との対話能力、市民と市民をコーディネートする調整能力、さらに専門的な能力を向上させることが必要であり、そのために、市職員の研修の充実など、この条例がその行動の指針となります。

第 1 6 条（行政情報と市民情報の共有）

情報の格差は、益々大きくなる。この条例ができることで、そうした格差をできるだけ解消できるようになればと期待している。

第 1 9 条（まちづくりへの参加権）

まちづくりに多くの人がかかわることが大切である。

川崎市では「責務」と表現している。研究の余地があるのではないか。

権利と義務は一体のものではないか、参加しない人やまちづくりに強制力は無いことなど、整理する必要があるのではないか。

「責務であるから しなさい。」という推進の仕方ではなく、まちづくりに参加するきっかけ、場づくり、人の輪づくりなどを通して、一人一人が知恵や力を発揮できるよう、市民の主体的な意志を醸成していくことが本旨だと考えます。

第20条（参加機会の保障）

少なくとも、これまでにはこのような市民活動公開フォーラムはなかった。市民の声をきく場所をつくったことは一歩前進である。

このような市民活動公開フォーラムなどの機会を作ってもらったことはいいことだ。

「障がい者の参加」について確保してほしい。

「障がい者の参加」など幅広い市民参加については、【条文の概要】で説明しています。

第22条（住民投票）

16歳の住民投票権に賛成

若い人に任せてみるということが必要。

昔は16歳で青年団の「前髪」に入れてもらい、そこで先輩からいろんなことを教えられ、地域のつながりを大事にするようになった。16歳以上の住民投票権には賛成する。

16歳は子供と大人の間、あるときは子ども扱い、あるときは大人扱いである。この条例により一人前の大人として認めてもらうことになると思うので賛成する。

高齢化が進む中で、早くから自分たちの住んでいる地域や行政に目を向け、興味を持つことは良いことである。

16歳から権利を与えることで、自覚し、目覚め若い人が育っていくことになる。

国政ではなく、野洲市のまちのことを決めるものであり、特に問題はない。

新しい会員の新しい発想の意見が貴重でマンネリ化防止になっている。内容にもよるが広く若い人の意見を聞くことは大事である。

16歳の意見を聞くと、大人がやっていることとのギャップを感じた。

16歳だからということではないが、地域に関わる一人として責任にもつながっていく。

子どもたちに聞いたら賛成であり、育ててほしい。自覚を持つように育てていくことが必要。

中学生の意見を聞いたが、私の意見に重なる。特に大丈夫である。

小学6年生に市のどの条例が好きですか、と聞かれて戸惑った。今の子どもたちも多くを学んでいる。

16歳は、時代の環境も随分変わってきているなかで、将来的にも、また、先進市として、よいのではないか。

憲法の改正議論があるが、市のレベルでは16歳でよいのではないか。

賛成である。若者だけで決めるといってもいい。また、彼らの自信になる。

子どもの意見はしっかりしていた。やっていってもいいと思う。私は賛成する。

住民投票は地域に限定する内容であり、判断のための情報公開が必要である。

賛成です。昔は中学を卒業し就職していた。今は進学が多いが地域とのかかわりが大事。

16歳の年齢には賛成。その事案があるかどうかわからないので、住民投票制度以外でも、もっと意識を高めるようにしていく必要がある。

家庭での話題づくりにもつながる。

住民投票の年齢が16歳以上ということで、「以上」という点を踏まえていく必要がある。テーマに応じて下限の年齢を判断できるということを理解した。

16歳は、家庭の大人から離れていく年代であり、クラブ活動や塾など忙しいが、それをどう大人が考えて巻き込んでいくかである。

16歳の住民投票権に懸念

16歳は、児童として規定するものもあり、責任を与えていない。バイクの免許は16歳、普通免許は18歳であり、年代の資質、適正を吟味して決定されたものと推測する。今回の16歳以上は、無理があり、18歳でよいと思う。国民投票は現在18歳でまとまりつつあるということが新聞で報じられている。外国人の選挙権をどうするのかといったことも議論が必要だが、16歳だけが具体的になっている。16歳というが、家庭では、気も遣うし、話題もないし・・・という実態がある。住民投票実施は切羽詰った状況にあるときであり、どちらに転んでも傷つく状況。出来る限りいろんな人が参画し、日ごろから市民が勉強する必要がある。16歳は画期的だと思うが、住民投票は最後の手段であり、反対とも賛成とも言えない。究極は直接民主主義と間接民主主義の選択。ねじれもある。個別条例に委ねるべき。明文化するのはどうかと思う。

「まちづくりの参加」を具体的に保障する制度の一つとして、住民投票を位置付けました。その基本要件として、発議と投票年齢を規定しました。発議は、「住民、市議会又は市長」とし、「住民」は、永住外国人も含まれるものですが、永住者、特別永住者、在留資格者の在留期限など、その細部は、住民投票条例で検討します。また、投票年齢は、「16歳以上の住民を原則」としています。その理由は、義務教育を終了し、基本的な資質が備わっていることや、家庭や地域の生活実態からも大人として扱われていることなどです。

教育が重要

16歳は、政治に目覚める年齢であり、この時期の教育が必要。家庭でのコミュニケーションなど、家庭教育が大切である。制度については、中学生に対してわかりやすく提示し、教育をしていく必要がある。学校教育は大切であり、もっと充実させていくべき。市内の学校の先生も市民であり、この条例のことを学んで、子どもたちにきちんと教育していくべき。青年団も少ないが、今の子どもたちは、何の活動をしようにも自由であり、選択が多くあり、地域での取り組みが大切である。一斉清掃など、一番に参加してほしい若い年代は参加してもらえない。地域での教育が大切。周囲の大人の育て方が大切である。

【条文の概要】において、義務教育時期からの制度に関する教育や、16歳からの社会貢献活動への参加などの市民活動が実践できる受け皿も必要です。

投票結果の尊重

市議会の意思と、住民投票の結果が反発したとき、どちらを優先するかを条例上はっきりさせる必要があると思う。

住民投票の結果に法的拘束力を持たせることは、地方自治法に規定される市議会や市長の権限を制限することになり、条例で規定することはできません。

その他

住民投票は、決定される政策方針と民意とのギャップを明らかにする材料になる。異なる二つの意見をまず、十分に知ることができるシステムが必要である。

情報公開制度など、第16条による情報共有がその役割を担うものです。

第24条（財政運営）

財政のことについてコンパクトにまとめているが、地方債のことや借入金などもしっかりうたっていくべき。

ご意見のとおり本条例では、市民にとってわかりやすく、透明性を確保することを規定し

ています。

第27条（この条例の位置付け）

基本条例では、大きなことを規定し、個々の問題については個別の条例で対応との趣旨ではないだろうか。

各分野の細部の規定は、分野別条例や各種計画に委ねられます。

第28条（継続的な改善）

条例ができたからといって、バラ色の未来になることはない。「育てていく」という意思が必要。

第30条（条例の見直し）

永久的なものではなく、時代に応じて改正していこうという考え方がよい。

常に見直しをすることはよいこと。

条例の見直しでは、5年でよいのではないか。

基本的な考えとして、市長の任期中に見直していくことから4年以内としています。